



# 熊本県公報

第 1 1 8 2 2 号

平成 21 年 7 月 10 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	( // ) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 2
○保安林の指定	(森林保全課) 2
○保安林の指定	( // ) 3
○指定障害福祉サービス事業者等に係る指定事項の変更	(障害者支援総室) 3
○障害者自立支援法に基づく事業者の辞退	( // ) 3
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
<b>公 告</b>	
○土地改良区連合役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 4
○土地改良区の定款変更認可	( // ) 4
○土地改良区解散命令	( // ) 4
○都市計画法による工事完了公告	(建築課) 4
○平成 21 年度「女性労働実態調査」業務委託の受託者の選定 (提案公募方式)	(労働雇用総室) 5
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本市職員共済組合に係る平成 20 年度決算の公告	(熊本市職員共済組合) 5
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	(選挙管理委員会) 7
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	( // ) 7
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表	( // ) 8
○熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催	(熊本県感染症発生動向調査企画委員会) 8

## 告 示

### 熊本県告示第 6 5 4 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。  
平成 2 1 年 7 月 1 0 日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町維和字早稲田 1 6 4 0 番から 1 6 4 3 番まで、1 6 5 7 番から 1 6 6 4 番まで、1 6 6 8 番、1 6 6 9 番 1、1 6 8 7 番 1、字和田 1 6 9 2 番から 1 6 9 7 番まで、1 6 9 8 番 1、1 6 9 9 番 1、1 6 9 9 番 2、1 7 0 0 番から 1 7 0 5 番まで、1 7 1 2 番、1 7 1 4 番、1 7 2 5 番、1 7 2 7 番、1 7 7 7 番から 1 7 8 2 番まで、1 7 8 5 番、1 7 8 6 番 1、字浮無田 2 1 1 2 番、2 1 1 5 番、2 1 2 6 番 2、2 1 2 6 番 3、2 1 3 0 番 1 から 2 1 3 0 番 3 まで、2 1 3 6 番 3
  - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字早稲田 1 6 6 0 番、1 6 6 2 番、1 6 8 7 番 1、字和田 1 6 9 7 番、1 7 0 1 番から 1 7 0 5 番まで、1 7 1 4 番、1 7 2 5 番、1 7 2 7 番、1 7 8 0 番、1 7 8 5 番、字早稲田 1 6 4 0 番から 1 6 4 3 番まで・1 6 5 7 番から 1 6 5 9 番まで・1 6 6 1 番・1 6 6 3 番・1 6 6 4 番・1 6 6 8 番・1 6 6 9 番 1・字和田 1 6 9 2 番から 1 6 9 6 番まで・1 6 9 8 番 1・1 6 9 9 番 1・1 6 9 9 番 2・1 7 0 0 番・1 7 1 2 番・1 7 7 7 番から 1 7 7 9 番まで・1 7 8 1 番・1 7 8 2 番・1 7 8 6 番 1・字浮無田 2 1 1 2 番・2 1 1 5 番・2 1 2 6 番 2・2 1 2 6 番 3・2 1 3 6 番 3（以上 3 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第655号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
 平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ホスピタ通所介護 熊本市御幸笛田七丁目13番21号	医療法人桜十字	平成21年7月1日

**熊本県告示第656号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。  
 平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ホスピタ通所介護 熊本市御幸笛田七丁目13番21号	医療法人桜十字	平成21年7月1日

**熊本県告示第657号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
 平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ホスピタ訪問介護ステーション 熊本市御幸笛田七丁目13番21号	医療法人桜十字	平成21年7月1日

**熊本県告示第658号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9の規定により公示する。  
 平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ホスピタ通所介護 熊本市御幸笛田七丁目13番21号	医療法人桜十字	平成21年7月1日

**熊本県告示第659号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字土石川5899番、字志戸5909番1、5914番

- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字志戸5909番1・5914番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第660号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市有明町大浦字臺田621番1、625番2、628番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第661号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人八代市社会福祉事業団 社会福祉法人八代市社会福祉事業団 共同生活援助	事業所の名称	社会福祉法人八代市社会福祉事業団	グループホームおおぞら荘	平成21年7月1日

**熊本県告示第662号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第47条の規定により特定旧法指定施設から指定の辞退があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定辞退年月日	事業所番号	サービスの種類
愛隣館通所部 山鹿市津留2022	社会福祉法人愛隣園 山鹿市津留1910-1 三浦 一水	平成21年9月30日	4310500030	身体障害者療護施設

**熊本県告示第663号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成21年7月10日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	大津植木線	合志市福原 1653番1地先から 同所 1146番4地先まで	220.0	単道改 (改築 による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成21年7月10日

**公 告**

**熊本県公告第376号**

八代市に事務所を置く八代平野土地改良区連合の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。  
平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	折口 昭博	八代市高下東町389番地
理事	福田 清治	八代市奈良木町281番地
理事	梅田 洋一郎	八代市大福寺町539番地
理事	木下 幸一	八代市日奈久山下町3476番地1
監事	藤本 繁成	八代市水島町2522番地
就任		
理事	宮本 國昭	八代市豊原中町2451番地
理事	田中 茂光	八代市大福寺町96番地
理事	松下 健一	八代市揚町330番地
理事	下山 竹次郎	八代市日奈久山下町3416番地
監事	松本 幸一	八代市植柳下町4239番地

**熊本県公告第377号**

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から平成21年6月4日付けで申請のあった定款変更については、平成21年6月30日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第378号**

玉名市に事務所をおく河原谷土地改良区に対して、土地改良法（昭和24年法律第195号）第135条第1項の規定により平成21年6月30日付けで解散を命じたので、同法第67条第3項の規定により公告する。  
平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第379号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字蛙石1873番23及び同1873番24  
714.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市御代志1873番地24  
坂井 雅彦

**熊本県公告第380号**

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。  
平成21年7月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務概要
  - (1) 業務名  
平成21年度「女性労働実態調査」業務
  - (2) 業務内容
    - ア 調査員に関する業務
    - イ 調査票の印刷に関する業務
    - ウ 調査の実施及び集計・分析等に関する業務
    - エ 調査報告書の作成、印刷及び発送に関する業務
    - オ 業務処理報告書の提出に関する業務
- 2 委託期間  
契約の日から平成22年3月31日（水）まで
- 3 企画コンペに参加できる者  
「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）」による審査のうえ、有資格者として営業種目「調査業務」に登録された者で、熊本市内に事務所等を有するもの。
- 4 企画コンペ申込み
  - (1) 申込み期限  
平成21年7月24日（金）午後5時までに、別途提示する企画提案募集要項の様式により労働雇用総室まで提出するものとする。
  - (2) 申込先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 労働福祉班
- 5 企画提案書の提出
  - (1) 提出期限  
平成21年7月27日（月）午後5時まで
  - (2) 提出先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 労働福祉班
- 6 受託者の選定方法  
企画提案書及びプレゼンテーションにより選定する。
- 7 プレゼンテーションの実施  
平成21年7月29日（水）に実施する。なお、実施時間については、別途プレゼンテーション参加者へ連絡する。
- 8 その他  
詳細については、別途提示する企画提案募集要項による。
- 9 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 労働福祉班（096-333-2339）

**登載依頼**

**熊本市職員共済組合公告第6号**

熊本市職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告する。

平成21年7月10日

熊本市職員共済組合  
理事長 西島 喜義

## 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短 期	長 期	預 託 金 理	業 務	貸 付	財 形
収          入	負担金	62,449	4,987,007		9,965		
	掛 金	54,352	2,924,849				
	育児・介護休業手当金交付金	88,772					
	連合会交付金				5,175	10,794	
	組合員貸付金利息					77,713	
	利息及び配当金	16		73,830	10	802	2
	その他の収入				5	166	
	計	205,589	7,911,856	73,830	15,155	89,475	2
支          出	育児・介護休業手当金	88,772					
	役員報酬・職員給与				1,401		
	旅費・事務費				2,100	681	
	委託費					488	
	支払利息			73,830		67,396	
	負担金払込金		4,987,007				
	掛金払込金		2,924,849				
	事務費負担金払込金				9,965		
	連合会払込金				306	9,179	
	連合会拠出金	116,801					
その他の支出				2,372	19,295		
計	205,573	7,911,856	73,830	16,144	97,039	0	
差引当期利益金又は当期損失金(△)		16	0	0	△989	△7,564	2

## 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短 期	長 期	預 託 金 理	業 務	貸 付	財 形
資 産	流動資産	98	807	135,068	2,216	310,681	504
	固定資産			3,133,500	51	2,843,890	
資 産 合 計		98	807	3,268,568	2,267	3,154,571	504
負 債	流動負債		807		200	6,616	
	固定負債			3,268,568		2,782,048	
	負債合計	0	807	3,268,568	200	2,788,664	0
資 本	資本剰余金						
	積立金	98			2,067		504
	利益剰余金					365,907	
	資本合計	98	0	0	2,067	365,907	504
負債・資本合計		98	807	3,268,568	2,267	3,154,571	504

熊本県選挙管理委員会告示 35 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成 21 年 7 月 10 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
上野勝則後援会	上野 勝則	上野 日登美	球磨郡球磨村大字三ヶ浦乙 1758-1
河野一郎後援会	宮村 敏男	野口 和弘	宇城市不知火町御領 731 千里殖産支店ビル
熊本県商工政治連盟天草市支部	崎本 弘訓	崎本 弘訓	天草市五和町二江 3150-7
嶋村光雄後援会	長嶋 鶴雄	園田 友幸	鹿本郡植木町大字滴水 145-8
園田博之後援会天草町支部	平石 水穂	桑田 正浩	天草市南新町 9-38
園田博之後援会有明町支部	久保 進一郎	本田 武志	天草市南新町 9-38
園田博之後援会五和町支部	伊藤 山陽	宮下 幸一郎	天草市南新町 9-38
園田博之後援会牛深支部	西村 武典	中村 五木	天草市南新町 9-38
園田博之後援会大矢野町支部	川端 祐樹	何川 雅彦	天草市南新町 9-38
園田博之後援会河浦町支部	池田 裕之	倉田 精一	天草市南新町 9-38
園田博之後援会倉岳町支部	稲津 俊徳	山並 博文	天草市南新町 9-38
園田博之後援会御所浦町支部	脇島 義純	長井 庄三	天草市南新町 9-38
園田博之後援会新和町支部	富田 善三郎	中村 三千人	天草市南新町 9-38
園田博之後援会栖本町支部	春間 義人	岩口 邦朝	天草市南新町 9-38
園田博之後援会本渡支部	安田 公寛	大塚 基生	天草市南新町 9-38
園田博之後援会松島町支部	松尾 萬二郎	田崎 欽四郎	天草市南新町 9-38
園田博之後援会茶北町支部	園嶋 章二	浜石 和男	天草市南新町 9-38
西濱和博後援会	宅島 章	加来 史英	八代市田中北町 5-1-1
まごおり賢一後援会	式守 年彦	式守 千鶴	荒尾市蔵満 324
松井えいじ後援会	中尾 俊一	日羅山 重昭	菊池郡菊陽町大字原水 1157-3 ラ・ブ リーズ菊陽 102
南政宏後援会	福岡 一郎	真野 和生	八代市迎町 457
守田たかし後援会	綾野 義博	堀内 俊成	熊本市上水前寺 1 丁目 1 番 13 号

熊本県選挙管理委員会告示 第 36 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成 21 年 7 月 10 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
自由民主党菊陽町支部	主たる事務所の所在地	菊池郡菊陽町原水 464	菊池郡菊陽町原水 646
自由民主党熊本県電気通信職域支部	会計責任者	小杉 太津朗	中嶋 伸也
自由民主党熊本県陸運支部	代表者	山村 啓	小堀 正人
民主党熊本県第 2 区総支部	主たる事務所の所在地	熊本市城山半田 1-1-5	熊本市春日 7-29-12
自由民主党山江村支部	主たる事務所の所在地	球磨郡山江村大字山田乙 503	球磨郡山江村大字山田甲 1356-1

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
秋吉康彦後援会	主たる事務所の所在地	八代市旭中央通り 9 番 4 号	八代市上日置町 2158-1
池永ゆきお後援会	主たる事務所の所在地	合志市須屋 2081-21	菊池郡西合志町須屋 2081-21
市原正人後援会	代表者	後藤 貞光	浅尾 健介
	会計責任者	市原 孝治	浅尾 正純
菊池郡市医師連盟	会計責任者	城間 啓治	井上 俊輔
こうの一郎後援会	政治団体の名称	こうの一郎後援会	河野一郎後援会
たかす泰廣（泰和会）後援会	代表者	荒木 幸夫	坂本 武幸
田中しげる後援会	代表者	西村 健児	松岡 憲一
	会計責任者	岡村 久男	田中 亨子
玉名萌の会	主たる事務所の所在地	玉名市中尾 454-2	玉名市中 1040-2
	代表者	櫻井 郁子	仲田 邑江
日本行政書士政治連盟熊本県支部	代表者	布田 悟	加藤 誠一
日本司法書士政治連盟熊本会	会計責任者	中嶋 亜志火	西村 えり子
福島かずとし後援会	代表者	松永 学	皆吉 剛

**熊本県選挙管理委員会告示第 37 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 21 年 7 月 10 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

政党

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
自由民主党熊本県傷痍軍人会支部	熊本市南千反畑町 3-7 県総合福祉センター	平成 21 年 3 月 31 日
自由民主党旭志支部	菊池市旭志麓 4 9 2	平成 20 年 12 月 31 日

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
犬塚成二後援会	荒尾市新生西区 10-2	平成 21 年 4 月 30 日
岩崎安志後援会	葦北郡津奈木町大字福浜 8 1 9	平成 20 年 12 月 31 日
小村仁後援会	球磨郡相良村大字柳瀬 9 6-2	平成 20 年 12 月 30 日
創誠会	葦北郡芦北町大字湯浦 2 3 3 番地 5	平成 20 年 12 月 31 日
寺本順一後援会	葦北郡芦北町大字湯浦 2 3 3 番地 5	平成 21 年 5 月 1 日

**熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第 2 号**

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 21 年 7 月 2 日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会  
委員長 古 瀬 昭 夫

- 1 開催日時  
平成 21 年 7 月 15 日（水）  
午後 7 時から午後 9 時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県庁行政棟新館 2 階多目的 A V 会議室
- 3 議題  
平成 21 年 6 月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員  
10 人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）  
（電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 2 4 0）